

福井市美山啓明小学校 いじめ防止基本方針

令和4年4月5日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある行為です。こうした行為を行うことは、何人であっても絶対に許されるものではありません。私たち教育に携わるものは、いじめの不正義と悪質性を十分理解し、決して見過ごすことなく、その根絶に向けて取り組まなければなりません。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および早期解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし相互に尊重し合う関係を築くため、児童が自分自身を大切にするとともに、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人を育てることを目指します。
- (2) 本校は、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、全ての児童が十分理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して毎日生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、市、市教育委員会、家庭、地域等の関係者と連携して、いじめの防止に向けた対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該児童に対して、その児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取り組み

(1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

①ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を認め、引き出し、伸ばす教育を進めることにより、児童が自分に誇りと自信をもてるようにするとともに、互いの良いところを認め合う関係を築きます。

②人権教育の推進

人権教育を発達段階に応じて計画的・系統的に進め、自分だけでなく、障害をもった児童への理解等、多様な個性をもった全ての他の人を尊重する態度を育てます。

③縦割り班活動の推進

1年生から6年生までの縦割り班での活動を積極的に取り入れることで、協力性や他者に対する思いやりの心を育みます。

④体験活動の推進

集団宿泊体験や校外学習、ボランティア活動等を通して、児童相互の絆を強め、互いに認め合い支え合う心や態度を育てます。また、同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設け、児童が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進めます。

⑤道徳教育の推進

発達段階に応じ、全ての教育活動を通して意図的、計画的に道徳教育を進め、生活のために必要な習慣や態度、思いやりや助け合いの心、感謝の心、他を尊重する心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

①「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

②授業改善

わかる授業、児童が学びの成果を実感できる授業を追求し、児童が授業を通して充実感や達成感を得ることができるよう努めます。

③いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

④児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動を積極的に推進し、いじめ防止に向けた児童の主体的な活動に取り組みます。

⑤開かれた学校

いじめに対する学校としての考え方や対処方針、年間行動計画等、いじめ防止に向けた学校の取り組みについて積極的に情報を公開し、保護者や地域住民の意見を求めます。

また、保護者対象の学校評価の結果を踏まえ、いじめだけでなく、教育活動全体が機能しているかを確認し、取り組みの改善に努め、いじめの未然防止に繋げます。

⑥インターネットや携帯電話等に関する指導

特にインターネットの適切な利用や危険性について指導するとともに、保護者に対しても研修会の開催等を通して啓発を行います。

⑦特別な配慮が必要な児童に対する特性を踏まえた支援

以下の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒

- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒

- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

⑧SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

①積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさ、服装、持ち物等をきめ細かく観察し、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、いじめの早期発見に積極的に努めます。

②自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認して、

いじめの早期発見に努めます。

③アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の早期発見に努めます。

④教育相談体制の充実

学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーを中心として全職員による個別面談を行い、学習や友人関係等の悩みを聞き取ることに努めます。また、適切な助言や学級指導等を通して好ましい人間関係を築いていきます。

⑤教員間の情報共有体制の充実

教員間で児童に関する情報交換を密にし、情報共有体制の充実を図ります。通常の業務の中で隨時行う情報の共有に加えて、毎月、いじめ対策委員会を開催し、定期的に全体で情報を共有する機会を確保し、いじめの早期発見に役立てます。

⑥家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡を通して保護者との情報交換を密にします。そして、保護者の相談を真摯に受け止め、些細なことでも相談しやすい関係づくりに努めます。また、地域の方からの情報に耳を傾け、いじめ等の早期発見に役立てます。

⑦いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

①全職員による速やかな対処

いじめの早期解決のためには、特定の職員で問題を抱え込んではなりません。管理職を中心として全職員で情報を共有し対応策を立てて、被害児童を守るとともに、速やかな問題の解決に取り組んでいきます。

②被害児童、加害児童への対処

いじめを受けた児童や報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対しては事情の正確な確認に努め、的確な指導を行います。

③スクールカウンセラー等の活用

スクールカウンセラーによる教育相談を計画的に行うとともに、いじめの発生時には被害者、加害者双方と面談を行い、心のケアに努めます。また、必要に応じて児童相談所や警察等の関係機関とも連携をとります。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のがいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行います。

ア 重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。

イ 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係の調査、関係保護者へ情報提供、市教育委員会への調査結果の報告等を速やかに行います。

ウ 市が調査主体となる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織の設置

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関する指導方法等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

<構成員> 全教職員

- <活動> ア 未然防止を中心としたいじめ問題対応の年間行動計画の作成
イ 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるため的具体的な活動計画、実践、振り返り
ウ いじめが起きない学校・学級づくりのための協議
エ いじめの発見のためのチェックシステムの検討や迅速な情報交換
オ 校内研修や学級活動のための資料収集・作成
カ アンケート調査や個人面談の計画
キ いじめ問題への取り組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行います。

<構成員> 教頭、生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー

<活動> ア 当該いじめ事案への対応方針の決定

- イ 個別面談等による情報収集
ウ 保護者や地域、関係機関との連携
エ 被害児童に対する継続的な支援

(3) 組織図 別紙

5 いじめの防止等のための関係機関等との連携

(1) 家庭、地域、関係機関との連携

①いじめの問題について、PTAや地域の関係団体等と協議する機会を必要に応じて設け、家庭や地域と連携したいじめ対策を推進します。

②警察や児童相談所等との円滑な連携を図るため、関係機関の担当者との情報交換の場や連絡会議等の機会を設けます。

(2) 学校相互間の連携協力

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な支援や指導・助言を行うことができるようになりますため、日ごろから学校相互間の連携協力体制を整備します。